

適正かつ円滑な工事請負契約の履行に向け、 『受発注者コミュニケーションガイド』を作成

～受発注者間のコミュニケーションを図り、建設業の働き方改革を推進～

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課 課長補佐

よしむら さとし
吉村 敏

1. はじめに

平成31年4月に施行された働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が設けられました。建設業等においては、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、5年間猶予されてきましたが、令和6年4月より、いよいよ建設業においても時間外労働の上限規制の適用が始まりました。

近畿地方整備局では、公共工事発注における働き方改革を進めるため、「適切な工期設定」、「施工条件の明示」、「工事関係書類の削減」などに取り組んできました。本稿では、働き方改革を進める施策の一つとして令和6年2月に作成した、「受発注者コミュニケーションガイド」について紹介します。

2. 受発注者コミュニケーションガイドの概要

受発注者コミュニケーションガイド（以下、「当ガイド」という）は、『工事請負契約におけるガイドライン（総合版）－令和5年3月－』（以下、「ガイドライン（総合版）」という）に基づき、適正かつ円滑に工事請負契約を履行するにあたっ

て、受発注者に求められるコミュニケーションのポイントを取りまとめたもので、受発注者間のコミュニケーションを図ることで、工事書類のスリム化、適切な設計変更、協議の迅速化など適正かつ円滑な工事請負契約を履行し、建設業における働き方改革を推進することを目的としています（図-1）。



図-1 受発注者コミュニケーションガイド

近畿地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注の全工事を適用対象に、受注者及び発注者（監督職員、発注担当職員、現場技術員）の双方が、当ガイドを活用することでコミュニケーションの向上に努めることとしています。

3. 当ガイドの構成

当ガイドは、ガイドライン（総合版）の項目に沿って、次の6部で構成されています。

- I 設計変更ガイドライン（案）keypoints
- II 工事一時中止に係るガイドライン（案）keypoints
- III 設計図書の照査ガイドライン（案）keypoints
- IV 設計変更事例集 keypoints
- V 受発注者間のコミュニケーション keypoints
- VI 参考資料 keypoints

I 設計変更ガイドライン（案）keypoints

当ガイドの最初に記載しているのが、品確法の basic conceptとしての「請負契約の当事者は対等の立場」です（図-2）。公共工事を適切に進めるためには、受注者と発注者は対等な立場でコミュニケーションを行うことが重要であり、当ガイドでは受発注者が対話を交わしながら、各段階で確認しなければならない「keypoint」を記載しています（図-3）。また、各項目にはガイドライン（総合版）の該当ページを記載し、そこに戻って、詳細な内容を確認できるようにしています。

この項目では、ほかに

- ・設計変更は書面で指示
 - ・「設計図書の照査」の範囲をこえるものは設計変更が可能
 - ・設計変更手続きフロー
 - ・設計変更に係わる資料の作成
- を記載し、設計変更に係る手続きや役割分担などのポイントを紹介しています。

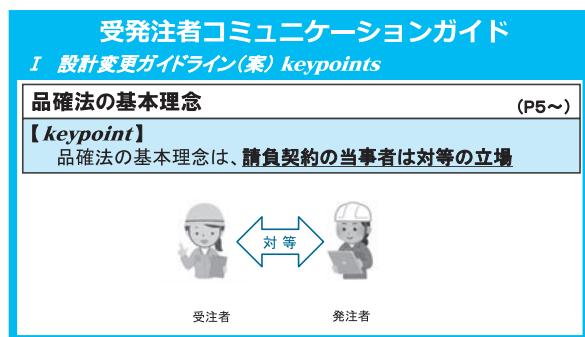


図-2 対等な立場

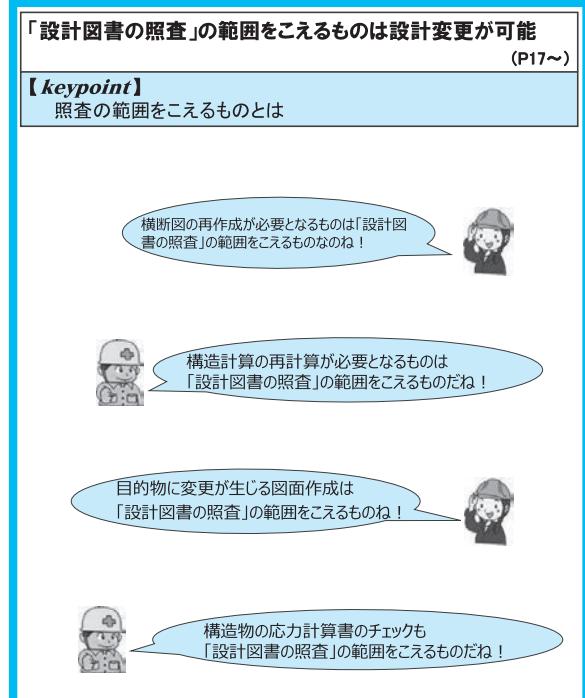


図-3 対話形式による事例紹介

II 工事一時中止に係るガイドライン（案）keypoints

「受注者の責に帰することができない理由により施工ができなくなった工事については、発注者は工事の一時中止を速やかに行わなければならぬ。」としていますが、一時中止を行っていない工事も見受けられるとの指摘もあります。そのため、当ガイドにkeypointとしてまとめています。当ガイドでは、受注者から一時中止を求める際のフローを具体的に示し、発注者からの一時中止の指示が出ない場合でも、受注者からの発議で手続きが進められるよう次のkeypointを挙げています（図-4）。

- ① 受注者は工事の中止について発注者と協議す

受発注者コミュニケーションガイド

II 工事一時中止に係るガイドライン(案) *keypoints*

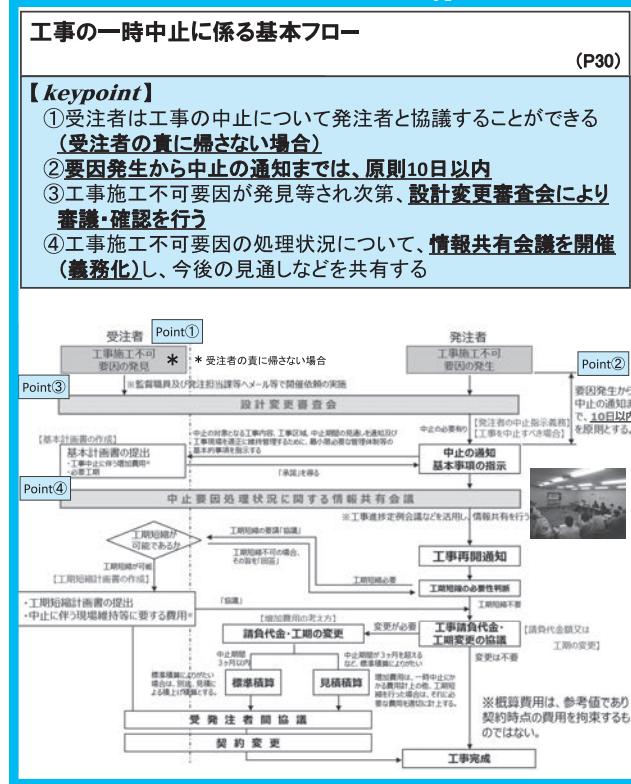


図-4 工事の一時中止に係る基本フロー

受発注者コミュニケーションガイド

III 設計図書の照査ガイドライン(案) *keypoints*

設計図書の照

(P79~)

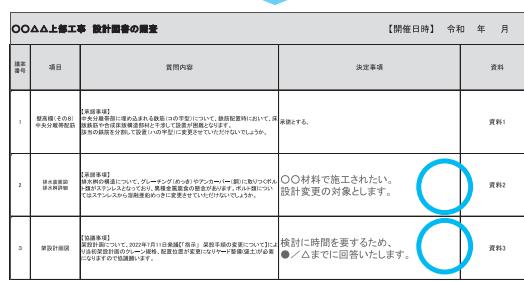


図-5 昭和絆甲の回答

ることができる

- ② 要因発生から中止の通知までは、原則
10日以内
 - ③ 工事施工不可要因が発見等され次第、設
計変更審査会により審議・確認を行う
 - ④ 工事施工不可要因の処理状況について、
情報共有会議を開催（義務化）し、今後の
見通しなどを共有する

また、工事一時中止に伴う増加費用の取扱い、確認方法等についても明示しており、やむを得ず工事の一時中止を行わなければならぬ場合に必要な手続きを、受発注者相互が確認しながら進められるようになっています。

III 設計図書の照査ガイドライン（案）

keypoints

設計照査については、受注者の負担による「照査」と、発注者が負担する「照査の範囲を超える変更」について明確にするよう、受発注者それぞれが負担する事例、回答例を記載しています。

設計図書の照査結果の回答方法についても、「別途協議されたい」と、再度書類作成を求めるような回答ではなく、発注者より具体的かつ明確に、修正した設計図書等を指示・回答するよう求めており、良い例と悪い例の記載例を挙げています。

ここでは、受注者が材料の仕様変更を提案したことについて、悪い例では、「別途監督職員と協議願います。設計変更の対象とします」としていますが、良い例では「○○材料で施工されたい。設計変更の対象とします」と、発注者において再度材料選定を行った結果で回答することとしています。また、検討に時間を要するものについては、「●／△までは回答いたします」と回答期限を示す内容としています(図-5)。

IV 設計變更事例集 keypoints

設計変更事例集には、ガイドライン（総合

版)に記載された事例分類を紹介しています。

V 受発注者間のコミュニケーション keypoints

当ガイドの主題である受発注者間のコミュニケーションについて、適正かつ円滑な工事請負契約の履行に向けた各段階におけるコミュニケーションのあり方として、次の項目について記載しています。

- ・【日々の取組み】 ウィークリースタンス
- ・【日々の取組み】 ワンデーレスpons
- ・【定期的な取組み】 工事進捗定例会議（工事工程の受発注者間の共有）
- ・【品質確保の取組み】 工事施工調整会議（三者会議）
- ・【手続き迅速化の取組み】 設計変更審査会

ウイークリースタンスは、休暇取得・時間外労働縮減のための基本ルールとして、「勤務時間外には書類作成等の依頼をしない」、「休日明けは書類作成等の期限日にしない」等を定めています。ワンデーレスponsは、「現場を待たせない」、「速やかに回答する」をkeypointに、回答もしくは回答期限をその日のうちに通知することとしています(図-6)。

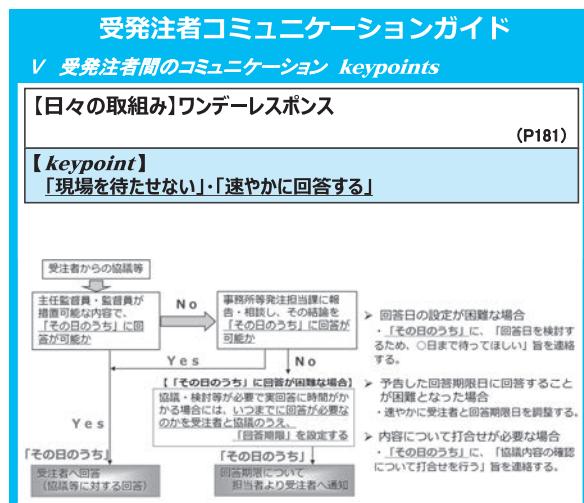


図-6 ワンデーレスpons

また、受発注者間の工程情報の共有化、協議の迅速化を図るために定期的な取り組みとして、

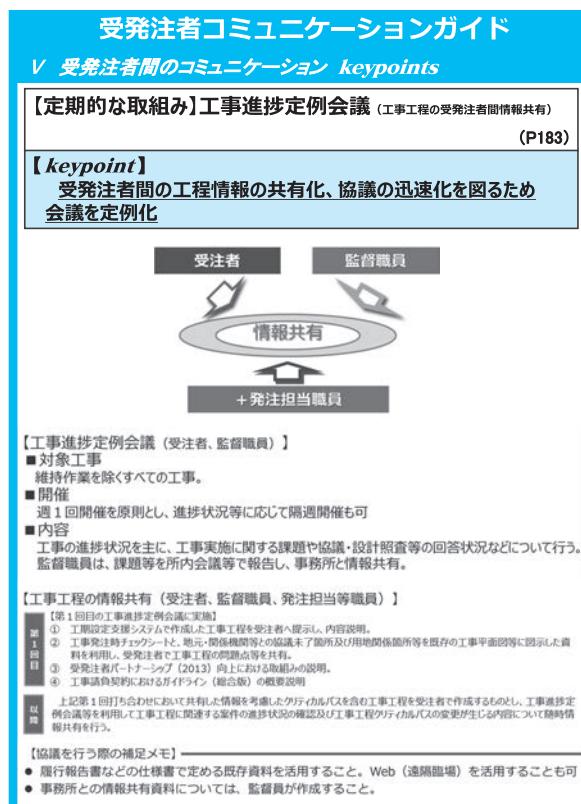


図-7 工事進捗定例会議

「工事進捗定例会議」を週1回の開催を原則定例化し、工事進捗状況のほか、工事実施に関する課題や協議・設計照査等の回答状況などについて、受注者、監督職員、発注担当職員で情報共有を行っています。開催形式については、Web（遠隔臨場）を活用することも可としています(図-7)。

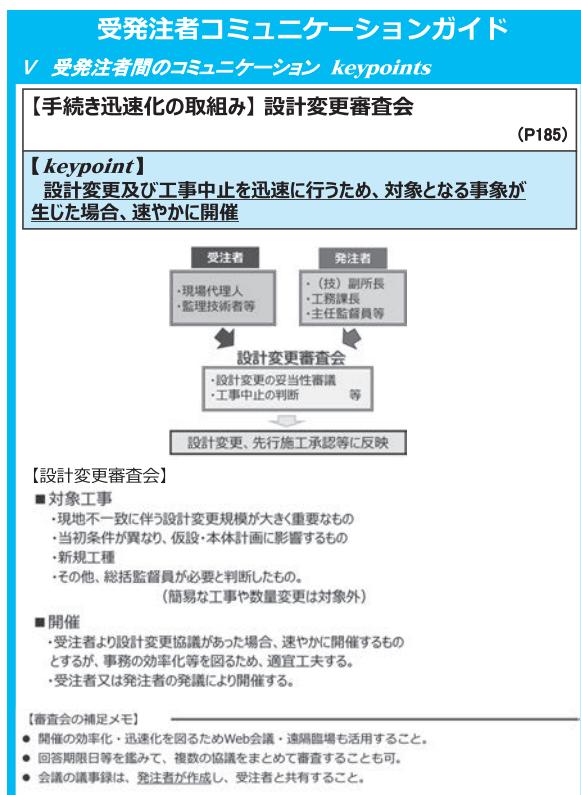
工事施工調整会議（三者会議）については、施工段階においても設計思想の伝達・情報共有を図るため、発注者、設計者、受注者による三者会議を開催することとしています。

三者会議では、原則、請負金額が1億円以上の工事、1億円未満であっても仮設費の占める割合が高い工事を対象に、①施工条件に関すること、②詳細設計の設計意図に関すること、③設計図書の照査及び条件変更に関する事、④設計・施工の品質向上に関する事、について討議しています。

設計変更審査会については、設計変更及び工事中止の判断を迅速に行うために実施するもので、対象となる事象が生じた場合に、速やかに開催す

ることとしています。

設計変更、先行施工承認等の判断を速やかに行うため、判断できる立場にある発注者（副所長）に参加を求めています（図－8）。



図－8 設計変更審査会

VI 参考資料 keypoints

最後の項目には、ガイドライン（総合版）の遵守を特記仕様書に記載された契約の一項として取り扱い、工事契約の履行、変更契約の実施において「義務化」されていることを明示しています。

4. おわりに

当ガイドは、工事発注現場において、受発注者が協力して建設業の働き方改革を推進する一助となるよう作成したものです。これ以外にも書類削減を図るために「土木工事書類作成スリム化ガイド」などを作成しており、受発注者双方が、これらの資料を活用して、それぞれの役割分担と円滑な意思決定に役立て、適正かつ円滑に工事請負契約が履行されることを期待しています。